

## 昭和三十六年法律第二百五十五号

社会福祉施設職員等退職手当共済法

目次

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| 第一次  | 総則（第一条・第二条）           |
| 第二章  | 退職手当共済契約（第三条・第六条）     |
| 第三章  | 退職手当金（第七条・第十四条）       |
| 第四章  | 掛金（第十五条・第十七条）         |
| 第五章  | 国及び都道府県の補助（第十八条・第十九条） |
| 第六章  | 附則（第二十条・第二十九条）        |
| 第一章  | 総則                    |
| (一) 法律の目的  |                       |
| この法律は、社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員、特定社会福祉事業に従事する職員及び特定介護保険施設等の職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。 |                       |
| 第二条 定義   |                       |
| この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。   |                       |
| 一 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた施設   |                       |
| 二 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設  |                       |
| 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた施設   |                       |
| 三 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設   |                       |
| 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第二百七十七号）第十七条第一項の規定による設置の認可を受けた幼保連携型認定こども園   |                       |
| 四 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム   |                       |
| 五 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの  |                       |
| 一 児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による届出がされた児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業  |                       |
| 二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第二百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業   |                       |
| 三 その他政令で定める社会福祉事業  |                       |
| 三 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。   |                       |
| 一 児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による届出がされた児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業  |                       |
| 二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第二百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業   |                       |
| 三 老人福祉法第十四条の規定による届出がされた老人居宅生活支援事業のうち老人居宅介護等事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業  |                       |
| 四 老人福祉法第十五条第四項の規定による認可を受けた特別養護老人ホーム  |                       |
| 五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設   |                       |
| 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、行動援護、行動援護、行動援護、行動援護                                   |                       |

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業

又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業

第三章 退職手当共済契約

第四章 退職手当金

第五章 国及び都道府県の補助

第六章 附則

第一章 総則

第二条 定義

第三章 退職手当共済契約

第四章 退職手当金

第五章 国及び都道府県の補助

第六章 附則

第一章 総則

第二条 定義

第三章 退職手当共済契約

第四章 退職手当金

第五章 国及び都道府県の補助

第六章 附則

第一章 総則

第二条 定義

第三章 退職手当共済契約

第四章 退職手当金

第五章 国及び都道府県の補助

第六章 附則

第一章 総則

第二条 定義

第三章 退職手当共済契約

第四章 退職手当金

第五章 国及び都道府県の補助

第六章 附則

第一章 総則

第二条 定義

第三章 退職手当共済契約

第四章 退職手当金

第五章 国及び都道府県の補助

第六章 附則

第一章 総則

第二条 定義

第三章 退職手当共済契約

第四章 退職手当金

第五章 国及び都道府県の補助

第六章 附則

第一章 総則

第二条 定義

第三章 退職手当共済契約

第四章 退職手当金

第五章 国及び都道府県の補助

第六章 附則

第一章 総則

第二条 定義

第三章 退職手当共済契約

第四章 退職手当金

第五章 国及び都道府県の補助

第六章 附則

第一章 総則

第二条 定義

第三章 退職手当共済契約

第四章 退職手当金

第五章 国及び都道府県の補助

第六章 附則

第一章 総則

第二条 定義

第三章 退職手当共済契約

第四章 退職手当金

第五章 国及び都道府県の補助

第六章 附則

第一章 総則

第二条 定義

第三章 退職手当共済契約

第四章 退職手当金

第五章 国及び都道府県の補助

第六章 附則

三 契約の申込者に使用されている社会福祉施設等職員につき、中  
小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第二百六十号）の規定による退職金共済契約が締結され  
ているとき。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める正当な理由があるとき。

**(契約の成立)**

第四条 退職手当共済契約は、機構が契約の申込みを承諾したときは、その申込みの日において成  
立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

2 退職手当共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知し  
なければならない。

(申出の承諾等)

**第四条の二** 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設等又は申出施設等に係る共済  
契約者の申出を承諾しなければならない。

1 当該申出をした共済契約者につき、納付期限を超えてまだ納付されていない掛金（割増金を  
含む。）があるとき。

2 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める正当な理由があるとき。

3 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設  
等は、当該申出のあつた日において特定介護保険施設等又は申出施設等となつたものとみなす。

4 機構が第一項の規定による承諾をしたときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済職員  
に通知しなければならない。

(被共済職員等の受益)

**第五条** 被共済職員及びその遺族は、当然退職手当共済契約の利益を受ける。

(契約の解除)

**第六条** 機構又は共済契約者は、次項から第五項までに規定する場合を除いては、退職手当共済契  
約を解除することができない。

1 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該退職手当共済契約を解除しなければならない。

2 共済契約者が、経営者でなくなつたとき。

3 共済契約者が、納付期限後二箇月以内に掛金を納付しなかつたとき。

4 共済契約者が、当該退職手当共済契約に係る被共済職員につき、中小企業退職金共済法の規  
定による退職金共済契約を締結したとき。

5 機構は、共済契約者が第二十八条第一号若しくは第二号の違反行為をしたとき、又は共済契約  
者の代表者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、当該共済契約者の業務に關して、同  
じ第三号の違反行為をしたときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

6 機構は、第二項又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除したときは、当該契約に係る  
被共済職員にその旨を通知しなければならない。

**第三章 退職手当金**

(退職手当金の支給)

**第七条** 機構は、被共済職員が退職（被共済職員が前条第二項第一号若しくは第三項か  
ら第五項までの規定による退職手当共済契約の解除以外の理由により被共済職員でなくなること  
をいう。以下同じ。）したときは、その者（退職が死亡によるものではあるときは、その遺族）に  
対し、退職手当金を支給する。ただし、被共済職員となつた日から起算して一年に満たないで退  
職したときは、この限りでない。

**(金額)**

**第八条** 退職した者の被共済職員期間が一年以上十年以下である場合における退職手当金の額は、  
政令で定める八千円を下らない額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額に百分の六十  
を乗じて得た額とする。

2 退職した者の被共済職員期間が十一年以上十五年以下である場合における退職手当金の額は、  
前項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各  
号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

1 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の八十

2 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の八十八

3 十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の九十九

4 退職した者の被共済職員期間が二十年以上である場合における退職手当金の額は、第一項の規  
定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げ  
る割合を乗じて得た額の合計額とする。

1 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百

2 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百十

3 十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

4 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

5 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

6 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

**第九条** 業務上の負傷若しくは疾病により政令で定める程度の障害の状態になつたことにより、又  
は業務上死亡したことにより退職した者の被共済職員期間が一年以上十九年以下である場合にお  
ける退職手当金の額は、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、同条第一項の規定に基  
づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合  
を乗じて得た額の合計額とする。

1 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百

2 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百十

3 十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の百六十

**第十条** 第七条の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。  
1 配偶者（届出をしていないが、被共済職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつ  
た者を含む。）

2 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の当時主としてその収入によつて生  
計を維持していたもの

3 前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持して  
いた親族

4 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の当時主としてその収入によつて生  
計を維持していなかったもの

5 前号に掲げる者のうちであつては、当該各号に規定する順序による。この場合において、父母につい  
ては、当該各号に規定する順序による。



当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定期額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

一 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるもの（次号に掲げる者を除く。）

二 児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設の業務（同法第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられている児童に係るものに限る。）に従事することを要する者として政令で定めるもの

#### （都道府県の補助）

都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、機構に対し、補助金算定期額の一部を補助することができる。

#### 第六章 雜則

**（時効）** 第二十条 退職手当金の支給を受ける権利及び掛金を請求し、又はその返還を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

#### （届出）

第二十一条 共済契約者は、厚生労働省令で定める事項を機構に届け出なければならない。（記録の作成及び保存）

第二十二条 共済契約者は、その使用する被共済職員ごとに、従業の状況その他厚生労働省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

第二十三条 共済契約者は、前項の記録を、その作成の日から起算して二年間、保存しなければならない。（立入検査）

第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、経営者の経営する共済契約対象施設等に係る施設若しくは事業所又は経営者の事務所に立ち入つて、被共済職員若しくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

第二十五条 機構は、被共済職員に関する原簿を備え、これに被共済職員の氏名、被共済職員期間その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

第二十六条 被共済職員又は被共済職員であった者は、厚生労働省令の定めるところにより、いつでも前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（原簿）

第二十七条 機構は、被共済職員に関する原簿を備え、これに被共済職員の氏名、被共済職員期間その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

第二十八条 機構は、被共済職員又は被共済職員であった者は、厚生労働省令の定めるところにより、いつでも前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十九条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して前条違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の刑を科する。

- 附 則**
- （施行期日）
- この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。
  - （施設又は事業の転換を行う場合の特例）
  - 共済契約者が、その経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業を特定介護保険施設等、申出施設等その他の施設又は事業へ転換する場合（政令で定める場合に限る。）におけるこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- （退職手当金に関する経過措置）
- 当分の間、退職した者の被共済職員期間が四十三年以上である場合の被共済職員期間は三十年とみなす。この場合において、当該退職した者の退職手当金の額は、第八条第四項の規定にかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
 

一	一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十五
二	十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
三	二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
四	三十五年目の期間については、百分の百五
  - 当分の間、退職手当金の額は、第八条、第九条及び前項の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。
  - 当分の間、第九条の二の規定の適用については、同条中「前二条」とあるのは、「前二条並びに附則第三項及び第四項」とする。

又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例の定めるところにより、被共済職員、被共済職員であつた者又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

**（事務の区分）** 第二十六条の二 第二十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（経過措置）

**（実施命令）** 第二十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。（罰則）

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反した者
- 第二十二条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第二十九条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の刑を科する。

#### 附 則

（昭和三八年七月一日法律第一三三号）抄

#### （戸籍事項の無料証明）

**第二十六条** 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、機構

第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定は、

この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

**附 則**（昭和四二年八月一日法律第一一三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。  
（施行期日）

1 この法律は、昭和四五年四月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五〇年七月一日法律第六二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五七年七月一六日法律第六六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五九年八月一四日法律第七五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。  
（施行期日）

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。  
（施行期日）

1 この法律は、昭和六十二年六月一日法律第四五号）抄

（施行期日）

**附 則**（平成二年六月二九日法律第五八号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成三年一月一日から施行する。  
**附 則**（平成三年一二月二十四日法律第一一二号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成四年四月一日から施行する。  
**附 則**（平成四年六月二六日法律第八一号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成四年七月一日から施行する。  
（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** この法律の施行前に第一条の規定による改正前の社会福祉施設職員退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてしたものとみなす。

**第三条** この法律は、平成四年七月一日から施行する。  
（その他の経過措置の政令への委任）

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（平成七年六月九日法律第一〇七号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第五条、第七条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成九年六月一一日法律第七四号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成九年六月一八日法律第九二号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにならなければならない」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の改正規定（講ずるよう努めなければならない）を「講じなければならない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る。）、同法第三十四条の改正規定（及び第十二条第二項）を、「第十二条第二項及び第二十七条第三項」に改める部分、（第十二条第一項）の下に「、第二十七条第二項」を加える部分及び「第十四条及び」を「第十四条、第二十六条及び」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条の改正規定、第三条中労働基準法第六十五条第一項の改正規定（十週間）を「十四週間」に改める部分に限る。）、第七条中労働省設置法第五条第一項の改正規定（「四十週間」を「四十週間」に改める部分に限る。）、第七条中労働省設置法第五条第一項の改正規定（「が講ずるよう努めるべき措置についての」を「に對する」に改める部分に限る。）並びに附則第五条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第四条第一項第二十四号の二の三の改正規定（講ずるよう努めるべき措置についての指針）を「講すべき措置についての指針等」に改める部分に限る。）平成十年四月一日

**附 則**（平成九年一二月一七日法律第一一四号）抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

**附 則**（平成一〇年九月二八日法律第一一〇号）抄

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

## 附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条（ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定）公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に地方公共団体その他の公共団体の事務（附則第一百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定）公布の日

## 附 則（平成二二年六月七日法律第一一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定並びに第四条、第九条及び第十二条（社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第四号の改正規定（社会福祉事業法）を「社会福祉法」に改める部分及び「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改める部分に限る。）、同項第五号の改正規定（社会福祉事業法第五十七条第一項）を「社会福祉法第六十二条第一項」に改める部分に限る。）及び同条第二项第四号の改正規定を除く。の規定並びに附則第九条、第十条、第二十二条及び第二十三条から第二十五条までの規定並びに附則第三十九条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第二号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える改正規定 平成十三年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 第十一条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下この条から附則第二十五条までにおいて「旧法」という。）第二条第六項に規定する共済契約者（附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に同項に規定する共済契約者である者に限る。）であつて社会福祉法人以外のもの及び同号に掲げる規定の施行前に旧法の規定によつて退職手当共済契約の申込みをした社会福祉法人以外の者（当該退職手当共済契約の締結を拒絶された者及び当該退職手当共済契約を解除された者を除く。）については、第十二条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下この条から附則第二十五条までにおいて「新法」という。）第二条第四項に規定する経営者とみなして、新法の規定（新法第二条第三項に規定する申出施設等に係る部分を除く。）を適用する。この場合において、新法第六条第三項中「共済契約者の代表者」とあるのは、「共済契約者（共済契約者が法人である場合におけるその代表者を含む。）」と、新法第二十九条中「代理人」とあるのは「又は法人若しくは人の代理人」と、「その法人」とあるのは「その法人又は人」とする。

2 旧法第二条第六項に規定する共済契約者であつて社会福祉法人以外のものに使用される同条第七項に規定する被共済職員（以下「旧被共済職員」という。）であつた者は、新法第二十四条第二項、第二十五条第二項及び第二十六条の規定の適用については、被共済職員であつた者とみなされ、その者が旧法第六条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定によつて旧法第二条第五項に規定する退職手当共済契約が解除されたことにより旧被共済職員でなくなつた者である場合における新法第十二条第六項の規定の適用については、その者は、旧被共済職員であつた期間について被共済職員であつた者とみなし、当該退職手当共済契約が解除された日は、その者が被共済職員でなくなった日とみなす。

第二十四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、新法の規定によつてしたものとみなす。

第二十五条 新法第八条から第九条の二まで並びに附則第二項及び第三項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に退職した者について適用し、同日前に退職した者については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する者が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に現に退職した理由により退職したものとみなして、政令で定めるところにより、旧法第八条、第九条及び第十一条の規定の例により計算した場合の退職手当金の額

が、新法第八条から第九条の二まで及び第十二条並びに附則第二項及び第三項の規定により計算した退職手当金の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき退職手当金の額とする。

一 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日に旧法第二条第七項に規定する被共済職員であった者が、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に退職した場合

二 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に旧法第二条第七項に規定する被共済職員でなくなりた者が同日以後にさらに新法第二条第九項に規定する被共済職員となつたものが、同日以後に退職し、かつ、新法第十二条第六項又は第七項の規定により同日前の被共済職員期間と

同日以後の被共済職員期間とが合算される場合（罰則に関する経過措置）

三 他の経過措置の政令への委任

第二十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前との例による。

第二十九条 附則第三条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則（平成一四年一二月一三日法律第一六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十二条から第二十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてしたものとみなす。

#### 附 則（平成一六年一二月一日法律第一五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成一七年六月二九日法律第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十二条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二条、第三十九条及び第五十六条の規定（検討）

に限る。）は、第十六条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「新共済法」という。）第二条第三項に規定する特定介護保険施設等（以下「特定介護保険施設等」という。）に係る退職手当共済契約とみなす。

二 施行日前に特別養護老人ホーム等を経営していた旧共済法第二条第八項に規定する共済契約者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百一号。以下「社会福祉事業法等改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）が、施行日前に厚生労働省令で定めるところにより独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に届け出たときは、施行日以後新たに当該共済契約者に使用され、かつ、当該特別養護老人ホーム等の業務に常時従事することを要する者となる者については、前項及び新共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、同項に規定する被共済職員でないものとする。

二 前項に定めるもののほか、施行日前に旧共済法の規定によつてしたものとみなす。

第二十四条 この法律の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している新共済法第二条第五項に規定する経営者が、施行日前に旧共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込み（第三項の規定により機関に申し出でしたものとみなす）

二 前項に定めるもののほか、施行日前に旧共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込み（その他の手続は、新共済法の相当の規定によつてしたものとみなす）

第二十五条 新共済法第八条から第九条の二まで及び第十二条第八項の規定は、施行日以後に退職（新共済法第七条に規定する退職をいう。以下同じ。）した者について適用し、施行日前に退職した者については、なお従前の例による。

二 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとみなして、政令で定めるところにより、旧共済法第八条から第九条の二まで及び第十二条並びに附則第二項及び第三項並びに社会福祉事業法等改正法附則第二十五条第二項の規定の例により計算した場合の退職手当金の額が、新共済法第八条から第九条の二まで及び第十二条の規定により計算した退職手当金の額よりも多いときは、これらの規定にかかるわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき退職手当金の額とする。

一 施行日の前日に旧共済法第二条第九項に規定する被共済職員（社会福祉事業法等改正法附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける共済契約者に使用される者を含む。次号及び次条において同じ。）があつた者が、施行日以後に退職した場合

二 施行日前に旧共済法第二条第九項に規定する被共済職員でなくなつた者で施行日以後にさらに新共済法第二条第十一項に規定する被共済職員となつたものが、施行日以後に退職し、かつ、新共済法第十二条第六項又は第七項の規定により施行日前の被共済職員期間と施行日以後の被共済職員期間とが合算される場合

二十六条 施行日の前日に旧共済法第二条第九項に規定する被共済職員であつた者のうち、施行日以後において新共済法第二条第七項に規定する特定介護保険施設等職員であるもの（同条第十項に規定する共済契約者（社会福祉事業法等改正法附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。次条第一項において同じ。）に継続して使用される者に限る。）については、新共済法第二条第六項に規定する社会福祉施設等職員とみなして、新共済法第十五条、第十八条及び第十九条の規定を適用する。

二十七条 この法律の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している新共済法第二条第十項に規定する共済契約者が、当該共済契約者に使用され、かつ、当該特定介護保険施設等の業務に常に從事することを要する者であつて、施行日以後に同条第十一項に規定する被共済職員となつたもののすべての同意を得たときは、新共済法第六条第五項の規定にかかるわらず、当該退職手当共済契約のうち該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

二 前項の規定による退職手当共済契約の解除は、新共済法第六条第六項、第七条及び第十二条第六項の規定の適用については、新共済法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。





